

第三者審査報告書

この報告書の信頼性や透明性を確保するために、
昨年度に引き続き第三者機関(株式会社 新日本環境品質研究所 殿)による審査報告書をいただいています。

富士通株式会社2001環境報告書に対する第三者審査報告書

2001年6月26日

富士通株式会社
代表取締役社長 秋草直之 殿

株式会社 新日本環境品質研究所

代表取締役社長 栗原安夫 

1. 審査の目的及び範囲

当研究所は、富士通株式会社の責任において作成された、同社の環境報告書「富士通株式会社2001環境報告書」について会社と合意した特定の審査手続を実施した。当研究所の審査の目的は、同報告書に記載されている富士通株式会社及び主要子会社の環境パフォーマンス数値及び環境費用と効果の収集過程と集計方法並びにその他の記述情報と基礎となる資料及び関連する資料との整合性について、独立の立場でその結果を報告することである。

当研究所の実施した審査手続は、監査とは異なるため同報告書に記載されている環境パフォーマンス数値及び環境費用と効果に関する情報についての正確性及び網羅性について監査意見を表明するものではない。

2. 審査の手続

当研究所は、会社との合意に基づく次の審査手続を実施した。

- (1) 同報告書に記載されている環境パフォーマンス数値及び環境費用と効果に関する情報の収集過程、集計方法の確認
- (2) 同報告書に記載されている環境パフォーマンス数値及び環境費用と効果に関する情報の基礎となる資料及び関連する資料について、試査の方法による照合及び計算の正確性の検証
- (3) 同報告書に記載されているその他の記述情報について、基礎となる資料及び関連する資料との整合性の確認
- (4) その他、必要に応じた工場及び子会社への往査等による作成責任者への質問、現場視察による状況把握及び関連する稟議書等の比較検討

3. 審査の結果

当研究所の審査手続きの結果は次の通りである。

- (1) 同報告書に記載されている環境パフォーマンス数値及び環境費用と効果に関する情報は、会社の定める方針に従い適切に収集、集計、開示されたことについて、変更すべき重要な事項は認められなかった。
- (2) 同報告書に記載されているその他の情報は、会社の定める方針に従い適切に収集、集計、開示されたことについて、変更すべき重要な事項は認められなかった。

以 上